

令和 8 年 度

湯河原町立保育所

利 用 の ご 案 内



湯河原町こども支援課

【保育所とは】

保育所は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないときに、保護者の方に代わって一定時間の保育を行う「お子様のため」の施設です。保育の基本は、保護者の協力のもとに、お子様が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を通して養護及び教育を一体的に行うことにより、自己を十分に発揮しながら活動でき、健全な心身の発達を図るところにあります。

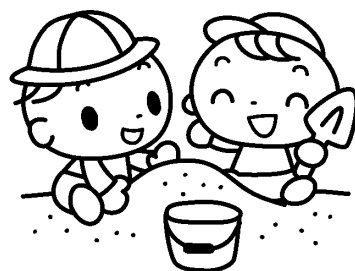
【保育を必要とする事由】

お子様の保護者が、次のいずれかの理由に該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所を利用することができます。

ただし、同居の親族等（65歳未満）で、お子様の保育ができる場合には優先度が低くなります。

- 1 就労のため児童の保育ができない場合（※1 一ヶ月に64時間以上の就労が常態）
- 2 妊娠中や、出産後間もない場合（出産前後8週間）
- 3 病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合
- 4 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している場合
- 5 震災、風水害、火事その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動をしている場合（3か月間）
- 7 就学中の場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- 8 虐待やDVのおそれがある場合
- 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- 10 その他 保育が必要と認められる場合

※1 おおむね1日4時間以上、週4日以上就労



【保育所の所在地等】

別紙1のとおり4園あります。

【利用の申込み】

- 1 令和8年度4月の入園申込み
令和7年11月6日（木）～11月7日（金）
- 2 令和8年5月以降の入園申込み
利用を希望する月の前月10日までにこども支援課に申し込みをしてください。ただし、各施設に定員等がありますので、欠員等がでるまでお待ちいただきます。
- 3 保育所等の利用は月単位での利用となります。月の途中からの利用はできません。
- 4 申込前に希望される保育所の見学もできますので、各保育所にお問い合わせください。

【必要性の認定】

保育所の利用にあたり、保育の必要性の認定を受けることになります。認定の区分は、年齢や利用希望の施設によって3つに分かれます。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	お子様が <u>満3歳以上</u> で、 <u>幼稚園等での教育を希望する場合</u>	幼稚園 認定こども園（幼稚部）
2号認定	お子様が <u>満3歳以上</u> で、「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、 <u>保育所等での保育を希望する場合</u>	保育所 認定こども園（保育部）
3号認定	お子様が <u>満3歳未満</u> で、「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、 <u>保育所等での保育を希望する場合</u>	保育所 認定こども園（保育部） 小規模保育事業

※「1号認定」に該当する方は、幼稚園や認定こども園（幼稚部）に直接申込みとなります。

【利用の決定】

保護者の勤務状況や家庭状況の諸事情・保育所の利用状況等を総合的に判断し、保育の必要性が高い児童から順に利用する保育所を決定します。

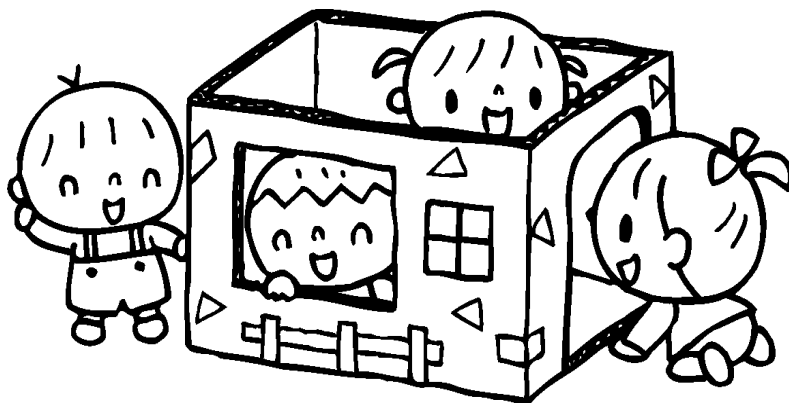
新年度の利用（4月利用）の可否については、12月下旬までに保護者に通知します。

年度途中の利用（5月以降の利用）は、利用を希望する月の前月末までに決定し通知します。

保護者以外の人でお子様の保育ができる場合や、保育所の定員に余裕がないなどの場合、利用できないこともあります。

年度途中での利用を希望される場合は、支援課・保育園長との面談後に入園審査をさせていただきます。

なお、利用決定後、利用を辞退又は取り消される場合は、速やかにこども支援課に「入園辞退届」を提出してください。（届出がない場合は、在籍とみなし、1か月分の保育料をいただきますのでご了承ください。）



【保育時間】

- 1 保育所の開所時間は、平日は7時30分から18時30分までの11時間、土曜日は原則7時30分から18時00分までです。

利用可能時間はこの開所時間の範囲内となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」と通勤時間などを考慮して、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分され、保育所を利用できる時間や保育料が決められます。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労	保育標準時間	災害の復旧	保育標準時間
	保育短時間	求職活動	保育短時間
妊娠・出産	保育標準時間	就学	就労に準じて区分
病気・けが・障がい	保育標準時間	虐待・DV	保育標準時間
病人の介護等	保育標準時間	その他	状況によって区分

※ 保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできますが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできません。

※ 「保育標準時間」：7時30分～18時30分の間のおおむね11時間

「保育短時間」：8時30分～16時30分の間のおおむね8時間

2 土曜日保育について

保育所は、仕事などの理由で、ご家庭での保育が難しい児童を保護者に代わって保育をする施設になります。土曜日の利用については原則として、就労要件で保護者のいずれもが土曜日に仕事がある方となります。ただし、お仕事が休みであってもやむを得ず保育を必要とする場合はご利用いただけます。

保育を必要とする場合とは、保護者の病気療養や家族の介護・看護、夜勤明けの休養、お仕事が休みの時にしか出来ない用事、育児疲れなど各ご家庭の事情によるものが考えられます。

※土曜日保育は、2園での保育になります。

（まさご・たちばな⇒まさごで実施、おにわ⇒おにわで実施）

3 導入保育について

入所直後は、お子様のストレスを少なくするため、保育所に慣れるまで短い時間の保育（導入保育）を行い、徐々に通常の保育時間にしていきます。導入保育の期間は、お子様の状況によって多少の差がありますので、利用開始時に保育所と相談してください。

4 延長保育について

保育短時間認定の方が保育園開所時間内で保育時間を延長する場合、延長料金がかかります。

対 象	保育短時間認定の方・・・保育時間8時間 （保育時間が午前8時30分～午後4時30分までの利用）
延長保育 対象時間	午前7時30分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時30分まで
料 金	児童一人につき1時間100円 ※1か月あたりの利用料が1,000円を超える場合は、1,000円／月 ※同一世帯から二人以上保育園を利用している場合は、二人目以降は半額

※保育標準時間認定の場合は、延長保育はありません。

【保育料】

1 保育料の算定方法について

保育料は世帯の収入に応じて決定します。

4月分から8月分までの保育料は前年度の市町村民税（住民税）を基に、9月分から翌年3月分は当年度の市町村民税（住民税）を基にそれぞれ算定いたしますので、9月に保育料が変更となります。

※ 保育料は、実際の利用の有無にかかわらず保育所在籍中は毎月納付していただきます。

※ 保育料算定の基礎となる書類の提出が未提出で保育料の計算ができない場合は、最高額の保育料がかかりますのでご注意ください。

※ 保育料は、保護者が非課税の場合、父母以外の扶養義務者（同居の祖父母を含む。）の市町村民税（住民税）を合算して決定することになります。

2 保育料の減額について

就学前児童のきょうだいが同時に保育所等を利用している場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。また、年収360万円未満相当の世帯については、保護者と生計が同一の子であれば第1子の年齢にかかわらず、第2子が半額、第3子以降は無料となります。

3 保育料の納付方法について

保育料は、原則口座振替でのお支払いとなります。湯河原町ホームページ内の「WEB 口座振替申請受付サイト」から口座登録手続きをしてください。

※ みずほ銀行はWEB 口座振替申請受付をご利用できません。「湯河原町口座振替依頼・廃止届書」をこども支援課もしくは保育園から受け取り、登録手続きをしてください。

※ 町外の公立保育所に入所する方は、町で算定した保育料を、入所している施設の所在市区町村に、認定こども園及び小規模保育事業については、直接施設に納付することになります。

※ 具体的な保育料については別紙2「利用者負担額表」をご覧ください。

4 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償となりました。

また、0歳児クラスから2歳クラスの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料についても無償となります。

※ 延長保育料は無償化の対象外となります。

5 給食費について

3歳児クラス以上の保育料は無償になりますが、給食費は無償化の対象外となり、副食費について、保護者の皆様の実費負担となります。（主食については、自宅からご持参いただきます。）

対 象	3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子ども ※ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、免除となります。
徴収方法	口座振替
金 額	児童一人につき月額4,500円 ※同一世帯から2人以上保育園を利用している場合は、2人目は半額、3人目以降は無料

※0～2歳児クラスについては、保育料の中に含まれています。

【入所後の留意事項】

入所後は、次の点にご注意ください。

- ① 住所、勤務先、勤務状態、家庭の状況（結婚、離婚等）など、入所申込時の状況に変更があった場合は速やかに「変更届」を保育所又はこども支援課へ提出してください。
- ② 求職活動中で入所した方は、入所日から3か月以内に就労証明書など就労を証明する書類の提出がない場合は実施を解除（退所）となりますのでご注意ください。
- ③ 就労実態の確認ができないときは、保育所へ入所できる基準を満たしていないと判断し、保育の実施を解除（退所）することになりますのでご注意ください。
- ④ 家庭の事情等により保育所を退所する場合は、退所する月の 10 日頃までに「保育園退園届」を保育所又はこども支援課へ提出してください。
- ⑤ 保育所では給食を提供しています。お子様にアレルギー等がある場合は栄養士等が面接を行いますので、保育所へお申し出ください。
- ⑥ 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐため、感染力のある期間に配慮し、保育生活が可能な状態となつてからの登園をお願いします。

出席停止となる主な感染症及び登園のめやす（登園には医師の証明が望ましい）

感染症名	登園の目安
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで
風しん	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺等の腫れが消失するまで
結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(アデノウィルス)	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失し全身状態が良好になるまで又は 7 日間薬を服用後受診してから
腸管出血性大腸菌感染症 (O157,O26,O111 など)	症状が治まり、抗菌薬による治療終了 48 時間あけて連続 2 回の検便で菌陰性を確認してから
新型コロナウイルス	症状後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで

【施設等の内容】

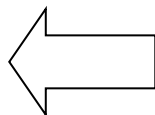
令和7年10月現在

保育園名	定員 (人)	開園年月	職員数(人)				栄養士 (人)
			園長	副園長	保育士	調理員	
おにわ保育園	125	昭和46年4月	1	1	5(8)	調理委託	2
まさご保育園	108	昭和55年4月	1	1	8(9)	調理委託	
たちばな保育園	120	昭和49年4月	1	1	8(10)	調理委託	
みやのうえ保育園 ※令和8年度から建替えのため休園します	120	昭和52年4月	1	1	5(5)	調理委託	

() は、臨時職員数

【保育の目標】

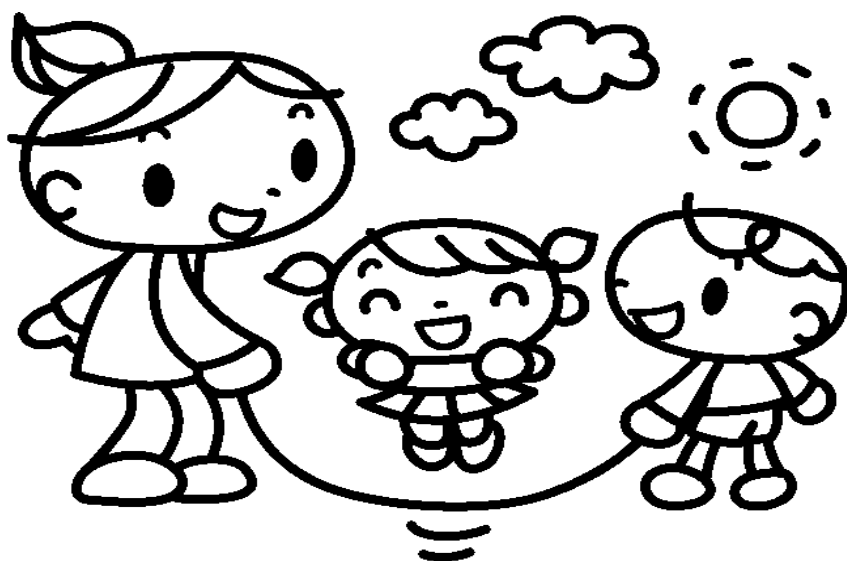
生き生きと遊べる子
思いやりのある子
自然に親しみ感情豊かな子



このような子どもの姿を
目標にしています。

【休園日】

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・日曜日
- ・年末年始



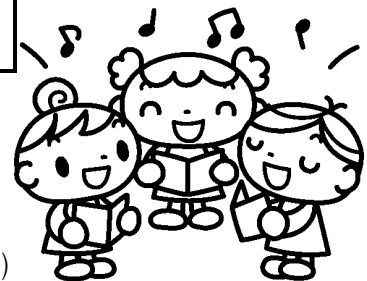
【保育の内容】

3歳未満児

午前	登園
	遊び おやつ
11:20 食 事	
午後	午睡
	おやつ
	遊び
	降園

3歳以上児

午前	登園
	自由遊び 領域別指導 (健康・人間関係・環境・ ことば・表現)
11:30 食 事	
午後	戸外遊び(午睡)
	室内活動
	おやつ
	室内遊び
降園	



【月間・年間行事予定】

月間行事

避難訓練、交通安全指導、おたのしみ会、防犯訓練(年4回)

年間行事(一部、年長児だけの行事も含まれています)

4月 入園式

10月 芋堀り、秋の遠足

5月 春の遠足、芋の苗付け

12月 生活発表会、クリスマス会

7月 セタまつり、水遊び

1月 出初式

8月 水遊び

2月 豆まき集会

9月 防災訓練、運動会

3月 ひな祭り、卒園式

健 康

身体測定(月1回)、尿・ぎょう虫検査(年1回)、内科検診(年2回)

歯科検診(年2回)

※子どもたちにとって集団生活は、精神的にも疲れますので午睡をしています。

(保育所によって午睡期間が異なります。)

【持ち物】

カバン、ご飯(3歳以上児のみ主食持参、3歳未満児は完全給食)、はし、ナフキン、ハンカチ、ティッシュ、上ばき、タオル、水筒等



【その他】

1 園児の送迎

お子様の保育所への登降園は、保護者が責任を持って送迎を行っていただきます。

（専用バスはありません。）

2 地域活動

保育所は、地域に開かれた社会資源としてその専門的機能を活用し、地域において多様な活動を行っています。

＜活動例＞育児相談、園庭開放、世代間交流（高齢者・中学生）、地域行事への参加等

3 写真・ビデオ撮影について

保育所内において、保育中のお子様たちの様子を、カメラ、ビデオ、また携帯電話のカメラ機能等で撮影・録音することはご遠慮いただいております。ただし、運動会・生活発表会など撮る側、撮られる側の保護者が納得のうえで撮影される場合はこの限りではありません。

児童の安全確保のため、ご理解、ご協力をお願いします。

4 意見・要望等解決体制について

保育園が行う保育サービス（保育内容等）に関して、ご意見・ご要望がありましたら、意見・要望等解決受付担当者（副園長）までお申し出ください。

5 ファミリーサポートセンターのご案内

ファミリーサポートセンターは、子育ての相互援助活動をおこなう会員制の組織です。

保育園や学童保育、習い事の送迎、保育園の保育時間外のお預かり、産前産後の家事支援、沐浴のお手伝い、通院・就活・習い事等の外出時のお預かり…などのサポートをしています。

〈料 金〉（30分あたり）

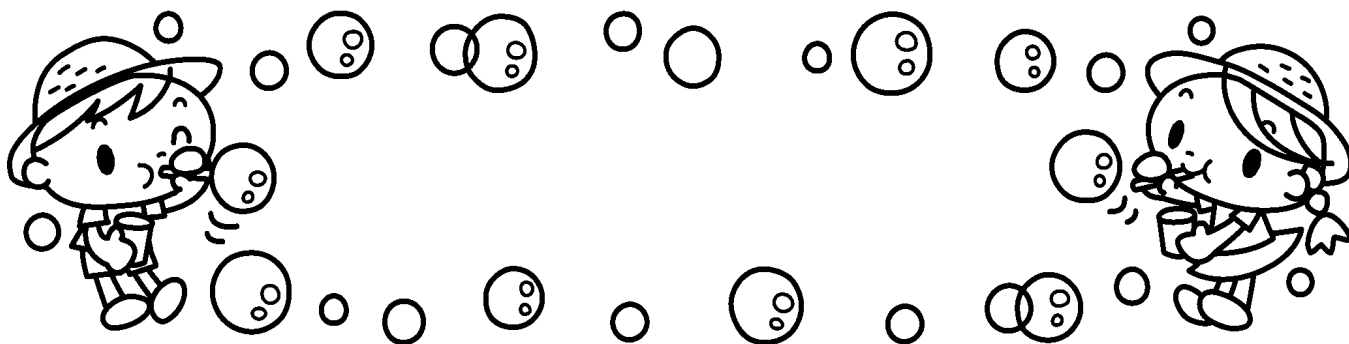
時間の区分	早朝	基本時間	夜間
	7:00 以前	7:00～19:00	19:00 以降
月～金曜日	450円	350円	450円
土・日曜日 祝祭日、年末年始	450円	450円	450円

※交通費、おやつは実費負担になります。

※兄弟姉妹を同時に預ける場合、2人目から割引きになります。

ご利用いただくには、あらかじめ入会が必要です。詳細はご相談ください。

電話 0465-64-0990（子育て支援センター内）



保育園等の所在地

区分	園 名	所 在 地	TEL・FAX
保 育 園	町立 おにわ 保 育 園 町立 まさご 保 育 園 町立 たちばな 保 育 園 町立 みやのうえ 保 育 園 役場 こども 支 援 課	湯河原町城堀38-2 湯河原町中央1-16-1 湯河原町鍛冶屋868-3 湯河原町宮上36-1 湯河原町中央2-2-1	TEL・FAX 62-8386 TEL・FAX 62-3516 TEL・FAX 63-2190 TEL・FAX 63-5255 TEL 63-2111 内線 331~333 FAX 63-2940
幼 稚 園	町立 福 浦 幼 稚 園 湯河原町教育委員会 (学校教育課)	湯河原町吉浜216 (町立東台福浦小学校内) 湯河原町中央2-21-1 (防災コミュニティセンター内)	TEL 62-6532 TEL 62-1100
認 定 こ も 園	私立 宮 上 幼 稚 園	湯河原町宮上184	TEL 62-3994
そ の 他	町 保 健 セ ン タ ー 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 子 育 て サ ロ ン ファミリーサポートセンター 町 青 少 年 相 談 室 社 会 福 祉 協 議 会 民 生 児 童 委 員 児童養護施設 城山学園 県小田原保健福祉事務所 県小田原児童相談所	湯河原町中央2-1-3 湯河原町中央2-16-1 湯河原町中央2-16-1 (子育て支援センター内) 湯河原町中央2-16-1 (子育て支援センター内) 湯河原町中央2-21-3 (防災コミュニティセンター内) 湯河原町中央4-12-5 町内各地域にお住まいになっ ています。 湯河原町鍛冶屋605-1 小田原市荻窪350-1 小田原市荻窪350-1	TEL 63-2111 内線 362 TEL 20-4940 TEL 64-0990 TEL 64-0990 TEL 63-6300 TEL 62-3700 連絡先については、こども支援課 までご連絡ください。 TEL 62-8501 TEL 32-8000 TEL 32-8000

令和8年度保育園利用者負担額表（予定）

満3歳未満保育認定子ども（3号認定）の利用者負担額

各月初日の在籍保育利用児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）	
階層区分	定 義			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			円 0	円 0
第2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		0	0
		上記以外の世帯		0	0
第3	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯で	48,600円未満	ひとり親世帯等	6,700	6,700
			上記以外の世帯	14,600	14,400
第4	あってその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 97,000円未満	48,600円以上 77,101円未満 でひとり親世帯等	6,700	6,700
			上記以外の世帯	22,500	22,200
第5		97,000円以上169,000円未満		33,300	32,900
第6		169,000円以上301,000円未満		45,700	45,000
第7		301,000円以上397,000円未満		60,000	59,100
第8		397,000円以上		78,000	76,800

（注）1 同一世帯から2人以上の児童が入園している場合、最年長の子どもから順に2人目が半額、3人目以降は無料となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯については、保護者と生計が同一の子であれば最年長から順に第2子が半額、第3子以降は無料となります。

2 年齢判定は、入園時の年度の4月1日の年齢で決定します。（入園後に誕生日が到来してもその年度内の年齢判定は変わりません。）



保育料について

認定区分や保護者の所得に応じて、
保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

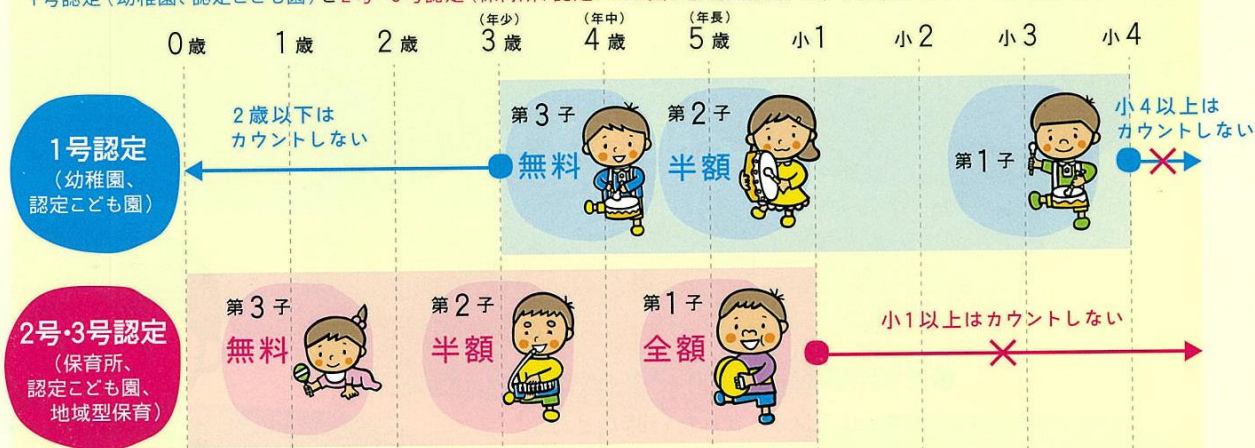
1 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。

※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

＜きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。＞

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多子計算のカウントの方法が異なります。



※きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合

▶第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

▶第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

＜年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。＞



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

